

○阿波地域農産物等活用型総合交流促進施設「あば交流館」条例

平成17年6月29日

津山市条例第115号

改正 平成25年12月25日条例第60号

平成31年3月19日条例第19号

令和5年12月19日条例28号

阿波地域農産物等活用型総合交流促進施設「あば交流館」条例（平成17年津山市条例第75号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第1条 阿波地域の自然と環境を生かし、都市との交流を促進することにより、阿波地域の活性化と農業の振興を図るため、阿波地域農産物等活用型総合交流促進施設「あば交流館」（以下「あば交流館」という。）を設置する。

（位置）

第2条 あば交流館は、津山市阿波1200番地に置く。

（あば交流館の管理）

第3条 あば交流館の管理は、津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年津山市条例第100号。第5条において「指定手続等条例」という。）に基づき、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第4条 前条の規定により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） あば交流館の施設又は設備の利用の許可に関する業務
- （2） あば交流館の維持管理に関する業務
- （3） あば交流館の利用に関する料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- （4） あば交流館の設置目的を発揮するための事業に関する業務
- （5） あば交流館の利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- （6） 前各号に掲げるもののほか、あば交流館の運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

（指定管理者の権限）

第5条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第9条まで、第11条、第12条及び第14条から第16条までに規定する市長の権限を行うものとする。ただし、指定手続等条例第7条第1項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

（開館時間）

第6条 あば交流館の開館時間は、午前11時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 あば交流館の休館日は、毎週水曜日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用の許可)

第8条 あば交流館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、あば交流館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) あば交流館の施設又は設備若しくは器具(以下「施設等」という。)を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、あば交流館の管理上支障があると認めるとき。

(利用料金)

第9条 前条第1項の許可(以下「利用許可」という。)を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第1の規定により算定した額の利用料金を納付しなければならない。

2 前項の利用料金は、利用許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が別に納期を定めたときは、この限りでない。

(利用料金の収入等)

第10条 市長は、あば交流館の管理を第3条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者にあば交流館の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、前条の規定にかかわらず別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、あば交流館において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用料金の減免)

第11条 市長は、特別の事由があると認めるときは、利用料金を免除し、又は減額することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、あば交流館を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。  
(利用許可の取消し等)

第14条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者に対して利用を制限し、利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例、この条例に基づく規則又は利用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (3) 第8条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項に規定する処分によって、利用者に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(入場の制限)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、その者の入場を拒み、又はその者に対して退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、あば交流館の管理上支障があると認めたとき。

(原状回復義務)

第16条 利用者は、あば交流館の利用を終えたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第14条第1項の規定により利用許可を取り消されたときも、同様とする。

2 市長は、利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、これを原状に復し、それに要した費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第17条 利用者その他の施設を利用する者は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失させたときは、市長の指示に基づき、これを原状に復し、又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年12月25日条例第60号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の阿波地域農産物等活用型総合交流促進施設「あば交流館」条例別表第1の規定は、平成26年4月1日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料

金の算定について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定については、なお従前の例による。

付 則（平成31年3月19日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第3条、第4条、第9条第1項、第10条第4項、第14条第2項及び第16条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の阿波地域農産物等活用型総合交流促進施設「あば交流館」条例別表第1の規定は、平成31年10月1日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定については、なお従前の例による。

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 市長は、この条例の施行前においても、この条例による改正後の阿波地域農産物等活用型総合交流促進施設「あば交流館」条例に基づく事務の実施に必要な行為をすることができる。

別表第1（第9条・第10条関係）

区分	単位	金額
和室（バス・トイレ付、10畳）	1人1泊	8,800円
和室（バス・トイレ付、8畳）	1人1泊	7,700円
ドミトリー	1人1泊	6,600円

備考

- 1 宿泊の利用時間は、15時から翌日の10時までとする。